

四日市市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月21日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第2号

四日市市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年四日市市規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>3年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(健康福祉部保険年金課)